

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

11月12日（土）～25日（金）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、性別や間柄に関係なく、決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

ひとりで悩まないで、まずは専門の機関に相談してください。

女性相談センター

☎058 - 213 - 2131

DVかも…と思ったら
すぐに相談を。
匿名でも相談できます。

11月は「児童虐待防止推進月間」

「もしかして？」ためらわないで！

189（いちはやく）

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件は後を絶ちません。児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、家庭や学校、地域などが関心を持ち、理解を深めることが大切です。

虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）

虐待かも…と思ったら、ためらわずにご連絡ください。虐待の早期発見は、子どもだけでなく保護者を救うことにつながります。

子育て相談（予約） ☎27 - 0176

子育てに悩んでいる方は、子育て相談をご利用ください。神戸町子育てアドバイザー（臨床心理士）が相談に応じます。予約は子ども家庭課で受け付けます。

太陽光発電設備等の設置費用の一部を補助します

地球温暖化対策・災害に強い町づくり推進のため、太陽光発電設備等を設置する方々に対して、設置費用の一部を補助します。

令和4年7月1日以降に購入契約し、令和5年1月31日までに設置完了のうえ、補助金の交付申請及び完了手続きが出来る方が対象です。

太陽光発電設備設置補助：

7万円/kW 上限5kW

蓄電池設置補助：蓄電池の価格

（工事費込み・税抜き）の3分の1の額
（千円未満切捨） 上限5kWh

※蓄電池は太陽光発電設備と同時に設置する場合に限ります。

※蓄電池は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であることが条件となります。

※詳細につきましては担当課までご連絡ください。

産業環境課 ☎27 - 0178

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

年末調整や確定申告の際、本年中に支払った国民年金保険料で社会保険料控除を受けるためには、支払いを証明する書類が必要となります。日本年金機構から下記の時期に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発 送 時 期	対 象 者
①	10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	1月1日～9月30日に納付された方
②	来年2月上旬	10月1日～12月31日に納付された方 （①の対象者は除く）

国民年金は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときに心強い味方となる制度です。保険料は納付期限までに納めましょう。

日本年金機構HP内の「ねんきんネット」で記録の確認や受給見込額を試算できます。



▲ねんきんネット

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 - 003 - 004
大垣年金事務所 ☎78 - 5166